

青森県における生活保護と最低賃金の比較について

令和5年7月
青森労働局

○令和3年度

1 生活保護

生活扶助基準 77,133 円

住宅扶助実績値 19,374 円

合計 96,507 円

2 最低賃金

116,577 円

3 生活保護と最低賃金の比較

(1) 月額

△20,070 円

(2) 時間額換算

△142 円

○令和4年度

青森県最低賃金改正後の比較

△173 円

生活保護と最低賃金の比較の計算方法について
(生活保護及び最低賃金は令和3年度のデータを使用)

I 前提

○若年単身 → 生活保護基準では18～19歳・単身世帯

○青森県の場合

・ 冬季加算地区	→	I 区			
・ 県内級地別人口	→	1級地-1 :	0人	1級地-2 :	0人
		2級地-1 :	275,192人	2級地-2 :	0人
		3級地-1 :	628,875人	3級地-2 :	333,917人
		計	1,237,984人		

※令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町村別の人口。

○説明の都合により、数値の端数処理が行われている箇所があるが、実際に計算する際は、特に断りのない限り端数処理は行わないこと。

II 生活保護

(1) 生活扶助基準(令和3年度)

① 第1類費+第2類費(冬季加算を除く)

第1類費及び第2類費の合計の人口加重平均を求めると

$$(71,460円 \times 275,192人 + 68,430円 \times 628,875人 + 66,940円 \times 333,917人) \div 1,237,984人 = \underline{68,701円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

② 第2類費のうち冬季加算(1ヶ月平均)

青森県においては、平成27年10月より冬季加算の支給対象が11月から翌年3月までから10月から翌年4月に変更となった。令和2年度の計算においては、令和2年4月及び同年10月から令和3年3月までに支給される冬季加算額で計算している。

$$12,780円 \times 7月 \div 12 = \underline{7,455円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

③ 期末一時扶助費(1ヶ月平均)

級地別の期末一時扶助費(1ヶ月平均)

$$2級地-1 : 12,880円 \times 1 \div 12 = 1,073円 \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

$$3級地-1 : 11,610円 \times 1 \div 12 = 967円 \text{ (同上)}$$

$$3級地-2 : 10,970円 \times 1 \div 12 = 914円 \text{ (同上)}$$

$$(1,073円 \times 275,192人 + 968円 \times 628,875人 + 914円 \times 333,917人) \div 1,237,984人 = \underline{976円} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

生活扶助基準(1類費+2類費(冬季加算込み)+期末一時扶助費)

$$=①+②+③$$

$$=68,701+7,455+976=\underline{77,132\text{円}} \text{ (1円未満四捨五入せず)}$$

(2) 住宅扶助実績値 (令和3年度)

单身被保護世帯数 → 青森市 : 5,562 世帯
八戸市 : 2,798 世帯
青森県 (青森市・八戸市を除く) : 11,235 世帯
計 19,595 世帯
住宅扶助実績値 → 青森市 : 24,565.3 円
八戸市 : 20,437.3 円
青森県 (青森市・八戸市を除く) : 16,539.1 円

※1 2021年度被保護者調査年次調査(個別調査)第3-10表により示される青森市、八戸市、青森県の单身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たり住宅扶助の値。

※2 上記の单身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$(24,565.3\text{円} \times 5,562\text{世帯} + 20,437.3\text{円} \times 2,798\text{世帯} + 16,539.1\text{円} \times 11,235\text{世帯}) \div 19,595\text{世帯} = \underline{19,374\text{円}}$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 77,133 + 19,374 = \underline{96,507\text{円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

$$\text{※(1)} 77,132.91\text{円} + \text{(2)} 19,373.95\text{円} \doteq 96,506.86\text{円}$$

Ⅲ 最低賃金との比較

時給 822 円 (令和3年度青森県最低賃金額) で月 173.8 時間 (週 40 時間) 働いた場合の1ヶ月の収入 (手取額) は、

$$822\text{円} \times 173.8\text{時間} \times 0.816 = \underline{116,577\text{円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

※0.816 は、時間額 822 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金 (手取額)} = 96,507 - 116,577 = \Delta 20,070\text{円}$$

であり、この差額を 173.8 時間で割って1時間あたりとし、0.816 で割って手取額から額面に換算すると

$$\Delta 20,070 \div 173.8 \div 0.816 = \underline{\Delta 142\text{円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。

なお、令和4年度の青森県最低賃金の引上げ額は 31 円であったため、生活保護水準との最新の乖離額は $\Delta 173$ 円 (青森県最低賃金が上回っている) となる。